



再生手続開始申立書

平成22年5月28日

東京地方裁判所民事第20部 御中

〒061-1265 北海道北広島市島松641番地1

申立人(再生債務者) 株式会社廣濟堂札幌カントリー倶楽部

上記代表者代表取締役 野口 信也

(送達場所)

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

丸の内三井ビル

シティニューワ法律事務所

電話 03(6212)5500 FAX 03(6212)5700

申立代理人 弁護士 澤野 正 明



同 弁護士 竹林 俊 二



同 弁護士 堀本 博 靖



同 弁護士 石森 博 行



収入印紙	10000円
消 費 税	3880円
合 計	

申立の趣旨

申立人について、再生手続を開始する
との決定を求める。

申立の理由

第1 申立人の事業の状況及び概要等

1 会社の商号（疎甲2「履歴事項全部証明書」）

株式会社廣濟堂札幌カントリー倶楽部

2 会社の目的（疎甲1「定款の写し」、疎甲2）

- (1) ゴルフ場の経営
- (2) 観光並びにレジャー事業の経営
- (3) 不動産の売買、仲介並びに管理
- (4) 上記各号に付帯関連する一切の業務

3 会社の沿革及び事業内容（疎甲3の1①「パンフレット」、同②「ホームページ（廣濟堂札幌カントリー倶楽部）」、疎甲3の2①「パンフレット」、同②「ホームページ（廣濟堂トムソンカントリー倶楽部）」）

(1) 沿革

申立人は、昭和53年3月20日、産報グループの傘下企業として設立された株式会社である。設立当初の商号は、株式会社札幌アサヒカントリー倶楽部であったが、昭和56年8月、株式会社廣濟堂（以下「廣濟堂」という。）が北海道におけるゴルフ場経営のために申立人を買収した際、株式会社新札幌カントリー倶楽部に商号変更され、さらに昭和57年、現在の商号に変更された。

申立人は、北海道北広島市島松641番地1所在の廣濟堂札幌カントリー倶楽部（旧名称：札幌アサヒカントリー倶楽部。旧コースと新コースの合計36ホール。以下「札幌CC」という。）及び平成7年4月に開設された同市三島462番地所在の廣濟堂トムソンカントリー倶楽部（18ホール。以下「トムソンCC」という。）の2つのゴルフ場の経営を行っており、これが申立人の主力事業である。

(2) 会員数

札幌CCは、全長1万3548ヤード、合計36ホールで、敷地総面積は約271万平方メートルであり、敷地内には、レストラン、浴室が併設されたクラブハウス棟（約3717平方メートル）があつて、会員やビジターの利用に供されている。

札幌CCの会員数は、平成22年3月末日現在、合計2375口である。

また、トムソンCCは、全長6872ヤード、合計18ホールで、敷地総面積は約152万平方メートルであり、敷地内には、レストランやロッカールームが併設されたクラブハウス棟（約1406平方メートル）があつて、会員やビジターの利用に供されている。

トムソンCCの会員数は、同日現在、343口（すべて正会員）である。

4 事業の状況

過去1年間の事業の状況は、「平成21年度資金繰表（実績）」（疎甲13の

1）記載のとおりである。

5 会社の役員（疎甲2）

申立日現在の役員は次のとおりである。

代表取締役	野口信也
取締役	北谷章
同	中山政行
監査役	浦馬場忠靖

6 会社の従業員（疎甲4の1「札幌CC組織図」、疎甲4の2「トムソンCC組織図」、疎甲5の1「就業規則」）（平成22年4月30日現在）

(1) 正社員（合計13人）

男子 12人

女子 1人

(2) 嘱託社員（合計2人）

男子 1人

女子 1人

(3) 契約社員・季節雇用者（合計204人）

男子 51人（うち季節雇用者49人）

女子 153人（うち季節雇用者151人）

7 労働組合の有無

労働組合は組織されていない。

8 事業所及び営業所の状況（疎甲15「所有不動産一覧表」、疎甲16「賃借地一覧表」

(1) 本社（北海道北広島市島松641番地1）

下記(2)①記載の管理棟に所在

(2) ゴルフ場施設

① 札幌CC（北海道北広島市島松641番地1）

土地：申立人所有

建物：クラブハウス、管理棟、物置兼キャディ休憩室、カート置き場（2棟）、肥料倉庫、機械室（いずれも申立人所有）

② トムソンCC（北海道北広島市三島462番地）

土地：申立人所有地（約72万平方メートル）と借地（約67万平方メートル）

建物：クラブハウス、カート置き場（いずれも申立人所有）なお、借地

(約67万平方メートル)部分については、合同会社JSGキャピタル(以下「JSG」という。)から賃借している(疎甲16「賃借地一覧表」)。

9 決算期

申立人の決算期は、毎年3月である。

10 会社の設立又は目的である事業について官庁その他の機関の許可

本件ゴルフ場開発行為時には多数の許認可を取得したが、開場後は許認可を要する監督官庁は存在しない。ただし、ゴルフ場運営、会員権の販売等について経済産業省経済産業局サービス産業課の指導を受けている。

第2 会社の発行済株式の総数、資本の額、資産、負債その他財産の状況

1 会社の発行済株式の総数(疎甲2)

74万株

2 資本の額(疎甲2)

3億7000万円

3 会社の株主

平成22年5月28日現在の株主は、合同会社ケイ・アンド・ケイ(以下「K&K」という。)のみである。

4 会社の資産及び負債の状況

資産は「財産目録」(疎甲11)記載のとおりで、直近3期の推移は、「比較貸借対照表(平成19～21年度)」(疎甲8)のとおりである。なお、不動産については「所有不動産一覧表」記載のとおりである(疎甲15)。

他方、負債は「各債権者一覧表」(疎甲7)記載のとおりである。

5 破産配当率の見込み(疎甲12「清算貸借対照表」)

一般債権者に対する破産配当率は0%である。

6 会社に対する債権者等(疎甲7)

総債権者数は約2805名、合計債権額は76億9231万0370円である。内訳は次のとおり。

- (1) 担保権付債権者（債権者数1名、債権額合計31億3449万4904円）
- (2) 預託金会員債権者（債権者数2673名、債権額合計45億327万9650円）
- (3) 買掛金・未払金債権者（債権者数124名、債権額合計不明）
- (4) リース債権者（債権者数7名、債権額合計5453万5816円）
- (5) 従業員関係
賃金の未払いはない。

7 売上高、経常利益の推移（疎甲14の1ないし4）

過去3年間の売上高及び経常利益の推移は次のとおりである（疎甲9「比較損益計算書（平成19～21年度）」）。

	売上高	経常利益
平成20年3月期	878,692千円	54,358千円
平成21年3月期	818,390千円	2,317千円
平成22年3月期	768,556千円	38,392千円

第3 再生手続開始の原因である事実

1 再生手続開始の原因たる事実が生じるに至った事情

(1) バブル崩壊後の景気悪化による売上減少

申立人は、バブルの絶頂期である昭和63年8月、札幌CCに18ホールを増設して計36ホールとし、さらに平成7年には隣接地にトムソンCCをオープンさせ、営業規模の拡大に向けて多額の資本を投下してきた。

しかしながら、バブル崩壊による景気悪化に伴い、会員のプレー頻度が減少した上、バブル期に近隣で建設を開始した他のゴルフ場が次々とオープンすることにより競争が激化し、客単価が減少した。これにより、申立人の売

上は徐々に減少した。申立人の売上高は、上記第2の6記載のとおりであり、過去3年間だけを見ても減少の一途をたどっている。

これに加えて、後述する預託金の償還問題が重なり、申立人の経営状態は慢性的な債務超過に加え、日々の資金繰りにも問題を抱えるようになった。

このとおり、売上高が向上したとしても、プレー人数・客単価から、申立人の売上には限度があり、今後、この状態が改善される見通しは全く立っていない。

(2) 預託金の償還が経営上大きな負担となってきたこと

申立人の設立当初発行した会員権については、平成6年に預託金の償還期限が到来した。

また、申立人は、昭和63年に札幌CCのホールを増設した際、新たに正会員を募集して会員権を発行しており、その預託金についても平成13年に償還期限が到来した。

さらに、申立人は、トムソンCCをオープンさせた平成7年以降、トムソンCCの会員権を発行しており、その大半は本年1月に預託金の償還期限を迎えた。

申立人は、既に償還期限の到来した預託金について、平成6年から平成12年までの間に586件26億5000万円、平成13年から平成20年までの間に636件14億円の計1224件40億5000万円を償還してきた。なお、平成12年までは一括償還してきたが、平成13年以降は一括返還が困難となり、主に分割払いで償還し、平成19年以降は事実上償還を停止している。

これら償還の原資は、当時親会社であった廣濟堂やその関連会社である株式会社廣濟堂開発等（以下「廣濟堂グループ」という。）からの借入金であり、申立人の廣濟堂グループに対する借入金の総額は35億円余りに達している。

しかしながら、本年1月にはトムソンCCの会員権の大半につき預託金の償還期限が到来し、預託金の返還を求める会員が続出している。今後、市場における会員権取引価格が低迷する中、さらなる預託金の償還請求が予想されるどころ、申立人の自己資金でこれに対応することは不可能であり、また、新たな借入れも極めて困難であることから、申立人が償還請求に対応しつつ経営を維持することは事実上不可能である。

(3) K&Kによる申立人全株式の取得

預託金の返還や売上げの減少により申立人の資金繰りが悪化する中、申立人の親会社であった廣濟堂は、中期経営計画を発表した平成19年5月以降、関連事業のうち特にゴルフ場経営事業の見直しに取り組んできたが、結局、平成21年11月20日、自己が保有する申立人の全株式を、ゴルフ場の再生及び運営事業等を目的とするK&Kに対して売却するとともに、申立人に対する貸付金債権（関連会社を債権者とするものを含む。）を、すべて株式会社A. Cホールディングス（以下「ACHD」という。）に対して譲渡し、申立人の再建から退いた。

K&Kは、申立人の買収資金をその実質的なオーナーであったACHDからの借入れにより調達していたため、以後、申立人の実質的な経営権はACHDが掌握し、同社が申立人の再建を担うこととなった。

(4) JSGによるK&K全持分の取得

しかしながら、その後、経営状況が悪化したACHDは、膨大な負債を抱えた申立人を自己の手で再建することを断念して投下資本の回収を優先することとし、申立人の引受先を探していたところ、JSGが名乗りを上げたため、本年4月23日、K&Kの全持分を新たなスポンサーであるJSGに売却するとともに、申立人に対する全債権をJSGに譲渡し、申立人の再建から退いた。

その結果、JSGは、申立人を実質的に保有するに至るとともに、申立人

に対する最大の債権者となった。以後、申立人はJ S G主導の下で再建に取り組んでいる。

(5) J S Gによる実情調査

J S Gは、申立人を買収した本年4月23日以降、申立人の再建に本格的に取り組むべく、担当者を現地へ派遣して申立人の経営の実情を調査したところ、既に預託金の償還が現実化しているものが多数発見された。

そこでJ S Gは、申立人の財務状況を精査したところ、売上高が漸減傾向にある中、過去の預託金請求に対する分割払いに加え、今後トムソンCCの会員権の償還請求が本格化することが予想される以上、既に発生している預託金償還問題を抱えたまま申立人の事業を再建することは極めて困難であるとの結論に達した。

そこで、申立人としては、スポンサーであるJ S Gの強い意向を踏まえ、本民事再生手続申立てを決定するに至った。

2 再生手続開始の原因たる事実

清算貸借対照表（疎甲12）記載のとおり、帳簿上、申立人の資産は、約47億1619万円であるのに対し、負債は約82億1602万円であり、形式上、約34億9983万円の債務超過である。また、清算価値にて評価すると、申立人の資産は、約2349万円であるのに対し、負債は約81億7915万円であり、実質上、81億5566万円の債務超過である。

したがって、81億以上の大幅な債務超過であり、破産手続開始の原因となる事実（破産法16条1項、15条1項）の生ずるおそれがあるといえ、再生手続開始原因（民事再生法21条1項）があることは明らかである。

第4 申立時における申立人の状況

- 1 会社財産に関してなされている他の手続又は処分
なし

2 外国倒産処理手続開始の有無

なし

3 訴訟係属の有無

(1) 札幌地方裁判所 平成22年(ワ)第734号 預託金返還請求事件

原告 内藤和子

被告 申立人

(2) 札幌地方裁判所 平成22年(ワ)第787号(甲事件)

同 平成22年(ワ)第1058号(乙事件) 預託金返還請求事件

原告 太田三夫外6名

被告 申立人

(3) 札幌簡易裁判所 平成22年(ハ)第2950号 預託金返還請求事件

原告 金子年恵

被告 申立人

4 不正行為, 民事介入暴力の有無等

なし

第5 再生計画案作成の方針についての意見

1 今後の事業計画

今後の事業計画については再生計画案において明らかにする。

2 基本的方針

申立人の事業を再度見直し, 設備やサービスの向上・改善を図るなどして集客力を増大し, より多くの利益を生み出す体質を作り出すことを主眼とする。

再生債権者に対する弁済は, 営業収益とスポンサーであるJSGからの借入金を主たる原資として行う。

3 弁済方針

(1) 労働債権

賃金の未払いはない。

(2) 別除権者

申立人が保有する不動産に対する抵当権者であるJ S Gとの間で別除権協定を締結し、別除権不足部分については全額免除を受けるが、具体的な協定内容については追って協議する。

また、リース債権者に対しては、各別に別除権協定を締結した上で、従前の約定条件のとおり弁済を継続する。

(3) 預託金債権者

現在検討中であり、追って明らかにする。

4 弁済原資

営業収入及び副次的にスポンサーからの資金

5 債権者、従業員、主要取引先の協力の見込み

(1) 債権者（預託金債権者）

申立人の本件手続に際して、数及び金額の点で最大の懸念事項は、合計約45億円にもものぼる預託金の償還問題への対応である。もっとも、民事再生手続によらないまま申立人が破綻した場合には、零配当となる上に会員の優先的施設利用権も消滅する可能性が極めて高いことからすれば、債権者平等に反しない合理的な計画案を立案することができれば、預託金の大幅なカットを伴う再生計画案に対しても、大多数の会員からは賛同を得られるものと思料する。

(2) 債権者

申立人に対する最大の債権者であるJ S Gは、申立人の民事再生手続による再建を強く望んでいる。

(3) 従業員

申立人の従業員の労働意欲は高く、再生への協力が見込まれることから、現在在籍している従業員からは十分な協力が取り付けられる。

6 今後6か月間の資金繰り予定

「平成22年度資金繰り表（見込）」（疎甲14の2）記載のとおり。

7 申立人の意見

以上のとおり、本件においては、申立人の予定する再生計画は十分実現可能であるとともに債権者の協力も期待できるため、早期の再生が可能と思料する。

以上

疎 明 方 法

疎甲第1号証	定款の写し
疎甲第2号証	履歴事項全部証明書
疎甲第3号証	の1 (札幌CC) ① パンフレット ② ホームページを出力したもの
	の2 (トムソンCC) ① パンフレット ② ホームページを出力したもの
疎甲第4号証	の1 札幌カントリー組織図 の2 トムソンカントリー組織図
疎甲第5号証	の1 就業規則 の2 給与規定 の3 退職金規定 の4 介護休業規定 の5 育児休業規定
疎甲第6号証	の1 会則 (札幌CC) の2 運営細則 (札幌CC) の3 会則 (トムソンCC)
疎甲第7号証	の1 担保付債権者一覧表 の2 預託金会員債権者一覧表 の3 債権者一覧表 (その他) の4 リース債権者一覧表
疎甲第8号証	比較貸借対照表 (平成19~21年分)
疎甲第9号証	比較損益計算書 (平成19~21年分)